

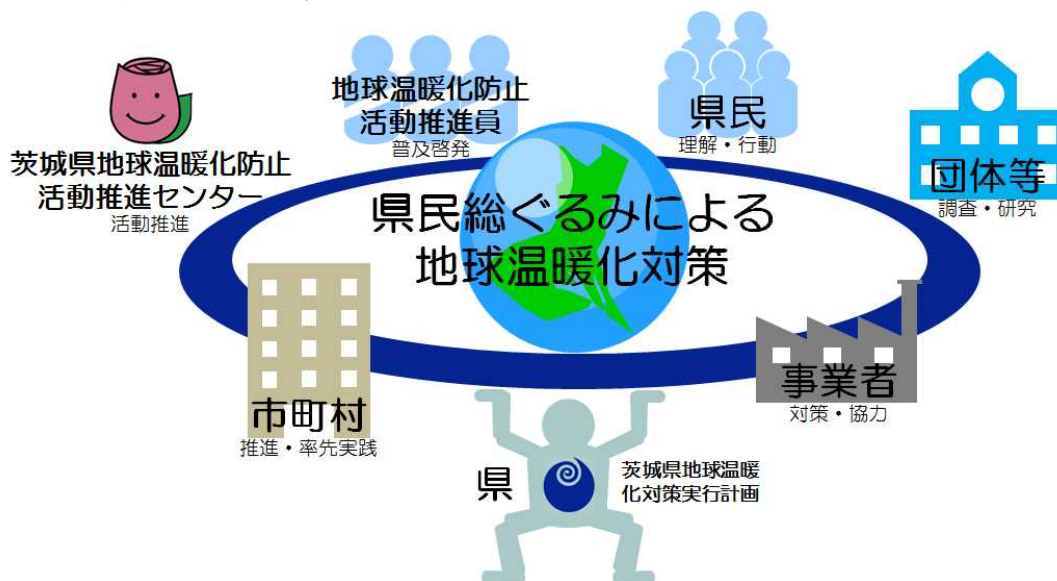
第7章

計画の推進体制

7.1 各主体の役割

「県民総ぐるみによる地球温暖化対策」において、県が総合的かつ計画的に推進する役割を担うとともに、県民、事業者、団体、市町村など各主体には以下の役割を担うことが求められます。

あらゆる主体が地球温暖化に対する意識を高め、役割を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することにより、各主体の単独の取組を超えた相乗的な効果を発揮することが期待されます。



(1) 県民

- ・家庭や職場において、一人ひとり率先して省エネや節電、スマートムーブ等に取り組む、環境に配慮したライフスタイル「いばらきエコスタイル」の実践
- ・環境配慮型製品や再生可能エネルギー、次世代自動車、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）等の積極的導入
- ・木造住宅の建築など県産木材の積極的な利用
- ・熱中症予防や災害時の避難行動の確認など、気候変動の影響及びその適応への理解と行動

(2) 茨城県地球温暖化防止活動推進センター及び茨城県地球温暖化防止活動推進員

- ・地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性に関する、国や県、市町村と連携した情報提供や普及啓発
- ・温室効果ガス排出抑制に関する県民への助言
- ・県及び市町村が行う施策への協力
- ・推進センターにあっては、推進員等に対する活動支援

(3) 事業者

- ・事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減対策
- ・環境配慮型の製品・サービスの提供
- ・環境配慮型製品や水素エネルギー，再生可能エネルギー，次世代自動車等の積極的な利活用
- ・国，県，市町村が行う地球温暖化対策への協力
- ・県産木材の利用促進や県産木材を使用した住宅建設の推進
- ・植林や間伐などの森林整備活動の実践

(4) 団体等

- ・自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減対策の率先実践
- ・省エネや節電，スマートムーブ等に取り組む「いばらきエコスタイル」の率先実践と普及啓発
- ・環境配慮型製品や水素エネルギー，再生可能エネルギー，次世代自動車等の積極的な利活用
- ・県，市町村と連携した，排出抑制策や適応策に関する調査・研究

(5) 市町村

- ・自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減対策の率先実践
- ・地方公共団体実行計画の策定とそれに基づく取組の推進
- ・住民に対する普及啓発及び情報提供
- ・環境配慮型製品や水素エネルギー，再生可能エネルギー，次世代自動車等の率先導入
- ・地域の実情に合わせた健全な森林の整備
- ・県や大学等と連携した自然災害，健康等，地域における適応策への取組み

(6) 県

- ・自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出の削減対策の率先実践
- ・本計画に基づいた，本県における地球温暖化対策の総合的かつ計画的推進
- ・各主体の主体的取組を尊重した活動支援及び連携促進
- ・国や市町村，大学・研究機関等と連携した排出抑制策や適応策に関する調査・研究

7.2 各主体の取組

それぞれの施策と各主体の関わりについては、次のとおりです。

主な取組	関連施策	取組の対象					
		県民	推進センター	事業者	各種団体等	市町村	県
1 生活環境部 土木部 会計事務局 教育庁 警察本部	(1) 家庭における省エネルギーの取組推進	●	●	○	○	○	○
	(2) レジ袋の無料配布を中止する取組の拡大	●	●	●	○	○	○
	(3) 地球温暖化防止活動推進員等の育成・支援	○	●	○	○	○	●
	(4) 環境学習機会の提供と環境教育の推進	○	○	○	○	○	●
	(5) 3Rポスター・標語コンテストの実施	○				○	●
	(6) 職場における省エネルギーの取組促進	○	○	●	○	○	○
	(7) 「茨城エコ事業所登録制度」の普及促進		○	●	●	○	○
	(8) エコドライブの普及促進	●	●	●	●	●	●
	(9) 環境配慮型製品の購入(グリーン購入)の促進	○	○	●	○	●	○
2 事業所からの温室効果ガスの排出削減 生活環境部 農林水産部 商工労働観光部 土木部	(1) 「茨城エコ事業所登録制度」の普及促進【再掲5.1(7)】		○	●	●	○	○
	(2) 大規模事業所における省エネルギー対策の促進			●		○	○
	(3) 中小規模事業所における省エネルギー対策の支援		●	●		○	○
	(4) ものづくり中小企業の生産効率の向上			●		○	○
	(5) 建築物に対する省エネルギー措置の促進			●	○	○	○
	(6) フロン類の適正な回収及び処理の徹底	●		●		○	○
	(7) 環境保全型農業の普及・拡大			●		○	○

主な取組		関連施策		取組の対象					
				●実行 ○支援					
				県民	推進センター	事業者	各種団体等	市町村	県
2	事業所からの温室効果ガスの排出削減 生活環境部 農林水産部 商工労働観光部 土木部	(8)	施設栽培等における省エネルギー対策の促進			●		○	○
		(9)	産業廃棄物の3Rの推進			●			●
		(10)	優良産廃処理業者認定制度の普及促進			●			●
		(11)	建設廃棄物の処理に関する普及啓発の強化			●		○	○
		(12)	一般廃棄物の3Rの推進	●		●		●	○
3	環境に配慮した住まいづくりの推進 生活環境部 企画部 土木部	(1)	家庭の省エネルギー診断の実施	●	●			○	●
		(2)	住宅における省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入支援	●	○	●		○	○
		(3)	長期優良住宅の普及促進	●		●		○	○
4	自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策の推進 生活環境部 企画部 土木部 警察本部	(1)	次世代自動車の普及支援	●	●	●	●	●	●
		(2)	エコドライブの普及促進【再掲5.1(8)】	●	●	●	●	●	●
		(3)	環境負荷の少ない物流の促進	○	○	●	○	○	○
		(4)	交通流対策の推進					●	●
5	環境に配慮したエネルギーの研究開発と利活用の推進 知事直轄 企画部 農林水産部 生活環境部 商工労働観光部	(1)	水素エネルギーの利活用の推進	●	●	●	●	●	●
		(2)	太陽光発電施設の適正な導入の推進			●	●	●	●
		(3)	再生可能エネルギーアドバイザーの派遣			○	○	○	●
		(4)	J-PARCを活用した研究開発の促進			●	●	○	○
		(5)	未利用間伐材等の木質バイオマス燃料としての利用促進			●		○	○
		(6)	家畜排せつ物を活用したバイオマス燃料化等の推進			●		○	○

主な取組	関連施策	取組の対象							
		●実行 ○支援							
		県民	推進賞・センター	事業者	各種団体等	市町村	県		
5	環境に配慮したエネルギーの研究開発と利活用の推進 知事直轄 企画部 農林水産部 生活環境部 商工労働観光部	(7)	「茨城県次世代エネルギーパーク」による普及啓発	○	○	●	●	●	●
		(8)	環境・新エネルギー分野への中小企業進出の促進			●		○	○
		(9)	環境・エネルギー産業の企業誘致の推進			○		●	●
		(10)	新たなエネルギー導入に向けた検討			○	○	○	●
6	低炭素なまちづくりの推進 商工労働観光部 土木部 農林水産部 企画部 警察本部	(1)	コンパクトシティの推進	○	○	○	●	●	○
		(2)	市町村における地球温暖化対策の促進	○	○	○	○	●	○
		(3)	公共交通サービスの利用促進	●	●	●	●	●	●
		(4)	パーク・アンド・ライドの活用促進	●	●	●	●	●	●
		(5)	バス高速輸送システム(BRT)の導入促進			●	●	●	○
		(6)	道路空間における省エネルギーの推進					●	●
		(7)	地産地消の推進	●	●	●	●	●	●
		(8)	バイオマス活用推進計画等の策定及び実現のための取組促進	●	●	●	●	●	●
7	森林の二酸化炭素吸収機能の向上 農林水産部 土木部	(1)	間伐等の森林整備の推進			●	●	●	●
		(2)	県産木材の利用促進	●	●	●	●	●	●
		(3)	県民参加の森づくりの推進	●	●		●	○	○
		(4)	森林ボランティア等の育成・支援	●	●		●	○	○
		(5)	公園・緑地等の整備					●	●
		(6)	農山村と都市の連携による森林吸収源対策の推進	●	●	●	●	●	●

主な取組	関連施策	取組の対象 ●実行 ○支援					
		県民	推進・センター	事業者	各種団体等	市町村	県
8 気候変動の影響への 適応策 生活環境部 農林水産部 保健福祉部 土木部 企画部 教育庁	(1) 農林水産業分野 ・気候変動に適応した品種選定, 安定生産技術の開発 ・高温環境下に適応した技術の開発 ・海洋水産資源の変動要因解明のための海況変動の把握	○	○	●	○	●	●
	(2) 自然災害・沿岸域分野 ・地域防災力の強化 ・災害に備えた強靱な県土づくり ・気候変動に対応した海岸管理 ・津波・高潮対策, 侵食対策の推進 ・森林防災機能の維持・増強	○	○	○	○	●	●
	(3) 水環境・水資源分野 ・長期にわたる安定的な水資源の確保 ・河川, 湖沼及び海域の水質保全	●	●	●	●	●	●
	(4) 自然生態系分野 ・生物多様性戦略への適応の組み込み ・生物多様性への影響の把握 ・野生鳥獣の調査・管理と外来種の防除・把握 ・県民と協働した生物多様性の保全	●	●	●	●	●	●
	(5) 健康分野 ・熱中症対策 ・蚊媒介感染症対策	●	●	●	●	●	●

7.3 計画の進行管理

県は、本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを活用して以下のとおり進行管理を行います。

(1) 温室効果ガス排出状況の把握及び公表

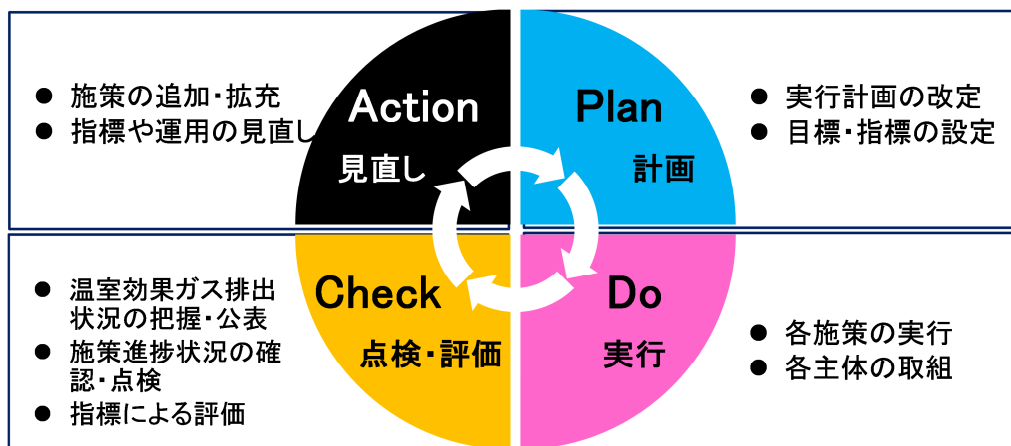
本計画における温室効果ガスの削減目標の達成状況を確認するため、毎年度、各部門における温室効果ガスの排出状況を把握し、県ホームページや環境白書により広く県民に公表します。

(2) 点検・評価等

有識者による委員会を定期的を開催し、施策の進捗状況や指標による評価等を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員から意見を聴くなどして、その結果を踏まえ、施策の見直しや新たな施策等の検討を行います。

(3) 計画の見直し検討

今後の地球温暖化対策に関する国内外の動向や本県の温室効果ガスの排出状況、施策の進捗状況、指標による評価等を踏まえ、5年を目途に本計画を見直します。



■PDCAサイクルを活用した進行管理